

貸付けの対象事業	貸付けの相手方	貸付けの対象施設	貸 付 け の 条 件			
			利 率 (年)	償還期限 (据置期間を含む)	据置 期間	貸 付 額
経営革新計画承認グループ事業	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業者	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、建築物又は設備	1.05%以内	20年以内	3年以内	設置資金の100分の80以内
特定中小企業団体事業	特定中小企業団体事業のうち、施設集約化(特定中小企業団体)を行う事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会、連鎖化(特定中小企業団体)を行う事業協同組合又は協同組合連合会、共同施設(特定中小企業団体)、設備リース(特定中小企業団体)又は経営改革(特定中小企業団体)を行う事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会(事業協同小組合にあっては、共同施設(特定中小企業団体)を行なうものに限る。)、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合等又は中小企業者たる生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会	特定中小企業団体事業のうち、施設集約化(特定中小企業団体)、連鎖化(特定中小企業団体)、共同施設(特定中小企業団体)又は経営改革(特定中小企業団体)の用に供する土地、建物、構築物又は設備(施設集約化(特定中小企業団体)を実施する場合にあっては、組合員若しくは所属員たる特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合の事業の共同化に著しく寄与する設備又は事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会及びこれらの組合員若しくは所属員の出資に基づいて設立された組合員若しくは所属員たる会社の事業の用に供する設備に限る。)、設備リース(特定中小企業団体)の用に供する設備	1.05%以内	20年以内 ただし、設備リース(特定中小企業団体)にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める当該設備の耐用年数を勘案して都道府県が定める期限	3年以内 ただし、設備リース(特定中小企業団体)にあっては、1年以内	特定中小企業団体事業のうち、施設集約化(特定中小企業団体)、連鎖化(特定中小企業団体)、共同施設(特定中小企業団体)又は経営改革(特定中小企業団体)については設置資金、設備リース(特定中小企業団体)については取得資金(貸付けの相手方が貸付対象施設を取得するのに必要な資金をいう。以下同じ。)の100分の80以内